三田市文化スポーツ課からの回答

平成 30 年 9 月 25 日

三田市の図書館を考える市民の会
代表世話人　小林　純生 様

三田市文化スポーツ課

平成 30 年 9 月 13 日付けメールについて（回答）

平成 30 年 9 月 13 日付け貴会からのメールでのご質問について、下記の通り回答いたします。

記

視覚障害者「対面音訳の条件」について
質問１
①視覚障害者の対面音訳に「４級以上の手帳所持者」という条件があるのですか。
②あるとすれば、それはいつどのような経緯で決められたのですか。
③４級以上に限定した詳しい理由をお知らせください。
④このことは、視覚障害者および市民にどのように周知されていますか。
【回答】
視覚に障害のある方への対面音訳サービスの障害者等級の条件はありません。
誤った対応をしたことをお詫び申しあげます。
このことは、Ｂさんには、丁寧に謝罪し了承をいただいております。

質問２
①Ｂさんの問合せに具体的にどう回答したかを開示してください。
②Ｂさんがデイジー図書を利用するため、郵送貸出以外の方策を何か検討しましたか。
③Ｂさんのケースが障害者差別解消法、三田市障害者共生条例に関わることとの認識はありますか。
【回答】
図書館からは、郵送貸出サービスの対象については、視覚障害４級以上の方が対象になるためお断りし、図書館所蔵の視聴覚資料の朗読ＣＤ等の案内をいたしました。また、「対面音訳」については、職員の誤解によりお断りしてしまいました。
法、条例への認識ですが、障害のあるなしに関わらず共に生きる社会を目指す三田市において、図書館での障害のある方へのサービスについては、それぞれの個性にあった柔軟な対応を進めます。